



JIPDECセミナー

「個人情報クラウド保管 実務における対応ポイント」講演資料

講演資料04

「データ越境移転 ユーザー・プロバイダーからの視点」

本資料は、2023年9月5日（火）開催、JIPDECセミナーで配布した資料です。セミナーお申込み者様限定での配布となりますので、WEB、SNS等への掲載、転載はご遠慮ください。

また、本セミナー（資料）は、プライバシーマークの構築運用指針を解説するものではありません。

salesforce

データ越境移転 ユーザー・プロバイダーからの視点

Phil Armstrong

Sr. Director, Head of JAPAC Privacy





Phil Armstrong
Sr. Director - Head of Privacy (JAPAC)



Joined Salesforce 2021

Salesforce Role

JAPAC Privacy Legal Teamのリーダーであると同時に、セールスフォース・ジャパンのチーフ・プライバシー・オフィサー(CPO)として、新しい法律の解釈やコンプライアンスをサポートするポリシーやプロセスの開発、政府関係との連携による法律の相互運用性の推進、商取引のサポートなど、地域全体のプライバシーに関する取り組みに従事している。

Career Highlights

弁護士として約20年の経験を持ち、トロント、東京、ニューヨークのトップクラスの法律事務所に勤務した経験を持つ。Salesforce に入社する以前は Microsoft で8年間、産業法務担当弁護士として契約およびプライバシーのスペシャリストとして勤務した。また、彼は、法務サポートに創造的かつ実用的なアプローチをもたらすことを誇りとしており、2017年には、社内の弁護士とコンプライアンスの専門家のチームを率いてGDPRコンプライアンスツールを開発し、Microsoft Hackathonで他の4000チームを抑え、CFOアワードを受賞した。

業界経験

ビッグローファーム、ハイテク、企業向け営業支援、GDPR・CCPA対応

社会貢献活動

飢餓救済のための非営利団体を支援し、起業したばかりの法律事務所でボランティアをしている

学歴

九州大学大学院法学研究科国際企業法専攻修了(LL.M).

ニューヨーク州、ワシントン州、オンタリオ州弁護士登録

パーソナル

家族と2匹の犬と一緒に東京に在住



データ越境移転 課題と政策

グローバルな懸念

- 日本 — APPI
- EU — Schrems II
- 韓国 — PIPA
- 中国 — PIPL
- ベトナム — PDPA
- インド — DPDP

DFFT

- 霞ヶ関永田町の政策
- 日本のリーダーシップ
- 信頼性
- 自由なデータ流通
 - プライバシー
 - セキュリティ
 - 知的財産



データ越境移転

第三者提供 - CSP

データを取り扱うこと

- 第三者提供ではない
- 契約条項
- アクセス制御

法第 27 条

- 本人の同意
- 委託

法第 28 条

- 本人の同意
- 又は:
 - 法第27条第1項
 - 同等の水準にある
 - SCS - 継続的に講ずるために必要な体制
 - CBPR・P RP
 - 契約書

その他

- 適切な監督
- 情報の提供こと
 - 本人の同意
 - SCS
 - テンプレート



Thank you



The logo for JIPDEC features the word "JIPDEC" in a bold, black, sans-serif font. A solid red circle is positioned above the letter 'I', serving as a distinctive dot or accent. The letters are closely spaced and centered horizontally on the page.

JIPDEC